

令和3年度 NPO 関連予算の特徴		中小企業・小規模事業者等の生産性向上や資金繰り等に対する支援等、継続事業を含む、計 10 事業を計上。										
連番	事業名	新・継 区分	施策・事業概要	3年度予算額	2年度予算額 [うち3年度使用見 込残額]	補助率 上限額	実地主体	公募スケジュール	申請方法	照会窓口	2年度 NPO への実績	備考
1	ものづくり・商業・サービス高度化連携促進事業	継続	複数の中小企業・小規模事業者等が連携して生産性の向上を図る取組に必要な設備投資等を支援する。	1,040	1,005	補助率： 1/2  (一定の要件を満たす者は2/3) 上限額：サ プライ チ エ ン 効 率 化 型 1,000 万円 企 業 間 連	民間団体等	未定	電子申請を予定	中小企業庁 経営支援部技 術・経営革新 課 03-3501-1816	—	・説明資料 1  ・一定の要件を満たす NPO 法人が対象。

						携 型 2,000 万円						
2	中小企業 生産性革 命推進事 業(ものづ くり・商 業・サービ ス生産性 向上促進 事業)	継続	中小企業・小規模事業者等 が行う生産性向上へ向けた 取組に必要な設備投資等を 支援する。	—	(うち補正予算 額 400,000 の 内数)  [うち補正予 算額 230,000 の内数]	補 助 率 : 2/3  (一 定の 要件 を満 たす 者は 3/4) 上 限 額 : 1,000 万円	民間団 体等	5次公募 令和2年12 月18日~令 和3年2月19 日  5次公募以降 も令和3年度 内には、複数 回の締切を 設ける予定	電子申請 システム により事 務局に申 請	中小企業庁 経営支援部技 術・経営革新 課 03-3501-1816	3件採択	・説明資料 2,3,4,5,6  ・一定の要 件を満た す NPO 法 人が対象。  平成 29 年 度補正 (2 次公募) か ら NPO を 追加。
3	中小企業 生産性革 命推進事 業(サービ ス等生産 性向上 IT 導入支援 事業)	継続	中小・小規模事業者等の生 産性向上を実現するため、 バックオフィス業務の効率 化や新たな顧客獲得当の付 加価値向上に資する IT ツー ルの導入。	—	(うち補正予算 額 400,000 の 内数)  [うち補正予 算額 230,000 の内数]	補 助 率 : 2/3 上 限 額 : 450 万 円 ま たは 150 万 円	民間団 体等	調整中	電子申請 システム により事 務局に申 請	経済産業省商 務サービスグ ループサービ ス政策課 03-3580-3922	59件採択	・説明資料 2,3,4,5,6  ・一定の要 件を満た す NPO 法 人が対象。  ・平成 28 年度から 実施。
4	J A P A N ブラン	継続	中小企業者等が海外市場等 の新たな市場の獲得に向け	800	2,496	補 助 率 :	商 工 会、商	未定	所在地を 所管する	中小企業庁 経営支援部創	3件(令 和2年度	・説明資料 7

	ド育成支援等事業		て新商品・サービスの開発や販路開拓、ブランディング等に取り組む際の費用の一部を補助する。			2/3 1/2 上限額：500万円、2,000万円	工会議所、組合、特定非営利活動法人等		経済産業局へ申請書等を提出	業・新事業促進課 03-3501-1767	当初2件、令和2年度補正1件)	
5	事業承継・世代交代集中支援事業(事業承継・引継ぎ補助金)	継続 (既存の2つの補助金が統合)	事業引継ぎ時の士業専門家の活用費用(仲介手数料、デューデリジェンス費用等)、事業承継・引継ぎ後の新たな取組(設備投資や販路開拓等や廃業に係る費用等)を補助	1,620	5,660の内数	補助率：1/2  上限額：250万円、500万円 上乗せ額(廃業を伴う場合)：+200万円	民間団体等	未定	電子申請を予定	中小企業庁事業環境部財務課 03-3501-5803	1件採択(令和元年度補正予算)	・説明資料8,9  ・一定の要件を満たすNPO法人が対象。  ・平成29年度から実施。
6	中小企業・小規模事業者ワ	継続	中小企業・小規模事業者等が抱える様々な経営課題に対応するワンストップ相談	(4,090の内数)	(当初予算：4,240の内数) 三次補正予	補助率：— 上限	公益財団法人、—	—	—	中小企業庁経営支援部経営支援課	—	・説明資料10,11

	ンストップ総合支援事業（よろず支援拠点事業）		窓口として、各都道府県に「よろず支援拠点」を設置。		算：982 [982]	額：—	一般社団法人、商工会議所、商工会連合会、民間団体等			03-3501-1763		・一定の要件を満たす NPO 法人が対象。  ・平成 26 年度から実施。
7	中小企業・小規模事業者ワンストップ総合支援事業（専門家派遣事業）	継続	よろず支援拠点や地域プラットフォームが、個々の中小企業・小規模事業者等の経営課題に応じた専門家を原則 3 回まで無料で派遣する。	(4,090 の内数)	(4,240 の内数)	補助率：— 上限額：—	民間事業者	—	—	中小企業庁経営支援部経営支援課 03-3501-1763	—	・説明資料 10,11  ・一定の要件を満たす NPO 法人が対象。  ・平成 26 年度から実施。
8	新型コロナウイルス感染症の影響を受ける中小・小規模事業者向け経営相談体制強	終了	新型コロナウイルス感染症の影響に伴う中小・小規模事業者の多様な経営課題の解決に向け、よろず支援拠点の体制を強化。	—	(一次補正予算：2,000 の内数) (二次補正予算：9,397 の内数)	—	公益財団法人、一般社団法人、商工会議所、商工会連合	—	—	中小企業庁経営支援部経営支援課 03-3501-1763	—	・一定の要件を満たす NPO 法人が対象。

	化事業（よろず支援拠点）						会、民間団体等						
9	新型コロナウイルス感染症の影響を受ける中小・小規模事業者向け経営相談体制強化事業（専門家派遣事業）	終了	中小企業・小規模事業者等の新型コロナウイルス感染症の影響に伴う中小・小規模事業者の多様な経営課題に対応するため、専門家派遣事業の派遣件数を増強。	—	（一次補正予算：2,000の内数）	—	民間事業者	—	—	—	中小企業庁経営支援部経営支援課 03-3501-1763	—	・一定の要件を満たす NPO 法人が対象。
10	中小企業信用補完制度関連補助・出資事業（経営安定関連保証等対策費）	継続	信用保証協会が、金融機関による中小企業・小規模事業者向け融資に対して保証を行い、その後債務不履行が生じた場合に発生する信用保証協会の損失の一部を補填するもの。これにより、経営に支障が生じている中小企業・小規模事業者に対し、信用保証を通じた資金繰りの円滑化を図る。	6,080	5,990	定額	一般社団法人全国信用保証協会連合会	—	—	—	中小企業庁事業環境部金融課 03-3501-2876	—	・説明資料 12 ・平成 27 年 10 月より、一定の要件を満たす NPO 法人は信用保証の対象。 ・平成 12 年度から実施。

11	中小企業信用補完制度関連補助・出資事業（信用保証協会による経営支援対策費補助事業）	継続	中小企業・小規模事業者に対し、信用保証協会が、地域金融機関と連携して行う専門家派遣等の経営支援や経営支援と一体となった資金繰り支援の取組みに対して補助をするもの。	1,100	1,100	2/3・1/2	信用保証協会	-	※各地域の信用保証協会にて実施	中小企業庁事業環境部金融課 03-3501-2876	-	<ul style="list-style-type: none"> <li>・説明資料12</li> <li>・平成27年10月より、一定の要件を満たすNPO法人は信用保証の対象。</li> <li>・平成26年度から実施。</li> </ul>
12	中小企業信用補完制度関連補助・出資事業（中小企業・小規模事業者経営力強化保証事業）	継続	認定支援機関による事業計画や期中フォローアップ等の経営支援を前提に、信用保証協会の保証料を減免する保証制度を実施するために必要な予算を日本政策金融公庫に出資するもの。	200	200	-	日本政策金融公庫	-	-	中小企業庁事業環境部金融課 03-3501-2876	-	<ul style="list-style-type: none"> <li>・説明資料12</li> <li>・平成27年10月より、一定の要件を満たすNPO法人は信用保証の対象。</li> <li>・平成26年度から実施。</li> </ul>

13	商店街活性化・観光消費創出事業	終了	地域と連携して、魅力的な商業・サービス業の環境整備等を行い、インバウンドや観光といった新たな需要を効果的に取り込む商店街の取組に対して支援を行う。	-	3,000	-	商店街組織、又は商店街組織と民間事業者の連携体	-	-	経済産業省中小企業庁経営支援部商業課 03-3501-1929 各経済産業局 担当課室	-	・商店街組織との共同申請。商店街組織向けの補助金であるため、NPO法人のみを対象とはしていない。  ・令和2年度をもって本事業は終了。
予算額合計(内数事業除く)		—	—	10,840	14,773	—	—	—	—	—	—	—
3年度使用見込残額合計				—	[ 982 ]							
3年度実質予算額合計				11,822	—							

《記載要領》 [令和3年度NPO関連予算の特徴欄]には、2年度と比べた3年度NPO関連予算全体の特徴等を記載して下さい。

[対象事案] NPOに資する事業(NPOが手挙げ(参入)出来る事業及びNPOのための研修等の事業)とします。これに該当する事業は全て記載し、該当しない事業は記載しないで下さい。なお、2年度で“終了”し3年度は実施しない事業でも、前年度と対比するために、漏れなく記載して下さい。期の途中で新たに予算化された事業も記載して下さい。

[新・継区分欄] 当該事業の区分(“新規”、“継続”、“名称変更”、“統廃合”、“終了”のいずれか一つ)を必ず記載して下さい。なお、“名称変更”、“統廃合”の場合は、旧事業や廃止した事業も同じ行に記載し(予算額は合算)、2年度のどの事業(名称)であったか等を備考欄に付記して下さい。

[予算額欄] 3年度予算額欄には直近の政府案、2年度予算額欄には補正予算(第1~3次)を含んだ額を記載して下さい。うち補正予算等で3年度使用できる見込残額がある場合は、下段に[ ]括弧で囲みその予算額も表記して下さい。予算計上された年度をベースに記載して下さい。なお、NPOが手挙げ(参入)出来るのは、その予算額全額に対してではなく一部であり、額が事業毎にどうしても区分できない場合は、( )括弧で囲み(〇〇の内数)と表記して下さい。

[最後の合計欄]3年度予算額欄と2年度予算額欄の縦罫を合計した予算額合計を記載して下さい。ただし、内数事業(3・2年度のいずれかが内数事業を含む)の場合は、合計するときのみ3・2年度ともその額を除いて下さい。なお、3年度実質予算額合計欄には、3年度予算額合計+うち3年度使用見込残額合計の合計を記載して下さい。